

精神科

●通院・在宅精神療法のコメント変更

診療報酬明細書の記載要領に、令和6年6月1日適用の旨が表示されたコード（下表2つを含む件）は、令和6年10月診療分以降に選択して差し支えないと記載されていることから、9月30日までは経過措置となります。

5月30日のマスタ更新において、下表2つのマスタは提供されました。

診療に要した時間に応じて、選択して記載すること。ただし、30分又は60分を超える診療を行った場合であって、当該診療に要した時間が明確でない場合には、当該診療に要した時間が30分又は60分を超えたことが明らかであると判断される精神療法を行った場合に限り、「30分超」又は「60分超」と記載しても差し支えない。

カルテにもこの記載が必要です。

追加

コード	令和6年6月1日より
820101309	5分を超え10分未満（通院・在宅精神療法）
820101310	10分以上20分未満（通院・在宅精神療法）
820101311	20分以上30分未満（通院・在宅精神療法）
820101312	30分以上40分未満（通院・在宅精神療法）
820101313	40分以上50分未満（通院・在宅精神療法）
820101314	50分以上60分未満（通院・在宅精神療法）
820101315	30分超（通院・在宅精神療法）
820101316	60分超（通院・在宅精神療法）

廃止予定

コード	令和6年9月末廃止予定
840000046	通院・在宅精神療法実施 分
852100007	診療時間（通院・在宅精神療法）
852100008	診療に要した時間（通院・在宅精神療法）

（1回の処方において2種類以上の抗うつ薬又は2種類以上の抗精神病薬を投与した場合）
投与した抗うつ薬又は抗精神病薬の種類数及びその医療上の必要性並びに副作用等について患者に説明し、説明した内容を診療録に記載するとともに、説明を行った旨を記載すること。

820101188	投与した抗うつ薬又は抗精神病薬の種類数及びその医療上の必要性並びに副作用等について説明を行った
-----------	---

●心理支援加算の新設

通院・在宅精神療法への加算

心的外傷に起因する症状を有する患者に対して、精神科を担当する医師の指示を受けた公認心理師が心理支援を行った場合の評価を新設する。

初回算定日の属する月から起算して2年を限度として、月2回に限り250点を所定点数に加算する。

コード	令和6年6月1日より	点数
180760970	心理支援加算	250